

平成21年度 第7回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成22年3月17日（水） 15時00分～16時20分
2. 場 所：総務省1階 共用会議室3
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について
  - (2) 政治資金監査に関するQ&Aについて
  - (3) 登録政治資金監査人の登録者数について
  - (4) 政治資金監査に関する研修について
  - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について
- 資料2 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針（案）についての御意見及び御意見に対する考え方
- 資料3 政治資金監査に関するQ&A（その8）
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数
- 資料5 政治資金監査に関する研修の実施方法の追加について
- 資料6 政治資金監査に関する研修の実施状況
- 資料7 政治資金監査に関する研修の実施計画について

(委員限り資料)

資料A 収入に対する第三者によるチェックに係る論点

資料B 平成22年度 政治資金適正化委員会審議事項(案)

資料C 登録政治資金監査人へのアンケートの実施について

(本文)

【上田委員長】 ただいまから平成21年度第7回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、第5回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第5回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成21年度第6回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の、「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について」、説明を事務局をお願いいたします。

【米澤参事官】 それでは、資料1からでございます。少額領収書等の開示請求が権利濫用等に該当する場合ということで、この委員会で縷々御議論いただきまして、前回お諮りさせていただきましたように、パブリックコメントをかけてございます。この資料1は、前回の委員会でお示しをさせていただいた指針案と同じものでございます。

この1ページの2にありますように、権利の濫用に当たる場合といたしまして、具体的にはということで、開示請求の目的が次に掲げることにあると明らかに認められる場合といたしまして、①少額領収書等の写しを準備するための事務をさせることにより、行政機関、国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させること、②といたしまして、写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うこと、2ページに参りまして、③とい

たしまして、写しを改ざんして使用することを掲げているところでございます。

そして、3といたしまして、具体的な指針の運用に関しては、開示請求が権利の濫用等に当たる場合、これらを不開示とすることが法律に規定されていることを踏まえ、実効性の観点から、次のとおり運用することが適当と。1つ目の○といたしまして、開示請求時において開示請求の目的を確認するという旨、それから2つ目の○といたしまして、確認できなかった場合であっても、開示請求するだけで、文書閲覧しないことが故意に繰り返されるなど、請求等の際の行為、発言等から、開示請求の目的が明らかに認められる場合については判断すべきということを資料1に記載しております。

この資料1でパブリックコメントをかけましたところ、資料2がそのいただいた意見の概要でございます。資料2の上にご覧いただけますように、2月4日から3月5日までパブリックコメントをかけまして、5団体10件の御意見をちょうだいいたしました。

1ページ目につきまして、3件の意見があります。これらは目的の確認に関することとございまして、1つ目は、請求の目的を確認する際に、トラブルが生じないように開示請求書の様式に目的の記載欄を設けるべきであるという意見。2つ目は、確認方法は何を想定しているのかという御質問。3点目は、指針案の具体的にはということで列記をいたしました①から③の該当の有無を記載した書面の提出を求めるとのことと、その記載が真実である旨の宣誓書を添付するようにすべき。あわせて、これらの書面の提出がなされないときは不開示とするように指針に記載すべきとの御意見でございます。

これに対する政治資金適正化委員会の考え方につきましては、右に記載されているとおりでございます。開示請求の目的の確認方法等、実務の運用については、具体的な指針を受けて、総務省又は都道府県選挙管理委員会において検討されるものと考えている。実効性の観点からは、開示請求書に目的の記載欄を設けることは有効であるとする。なお、真実である旨記載される書面が提出されないことをもって不開示とすることは、その提出を求める政治資金規正法の規定がないことから不相当であるという考え方を、案として示させていただいております。

2ページに参りまして、上の2つは、請求の目的を確認することの意義に関する御意見等でございます。1つ目は、開示請求の目的が犯罪行為等であるということをご請求者の方から積極的に示されることはまずないと思われるが、受け付けた選管等においては、特にそれを追及することなく形式的に受け付けてよいのかという御疑問。2点目は、目的の確認は請求者自身の申告によらざるを得ないということから、実効性について疑問

があるという御意見でございます。

これに対する委員会の考え方といたしましては、請求の目的の確認については、書面や口頭での確認により、開示請求者から示された範囲で対応していただくことを想定しているということをお示ししたいと思います。

それから3点目でございますけれども、情報公開法による開示制度では開示請求の目的が求められていないことを踏まえると、少額領収書等の写しの開示制度において開示請求の目的を求めることは、十分に慎重であるべきとの御意見でございます。

これにつきましては、資料1の中でも記載がございますけれども、情報公開法の開示制度と異なりまして、少額領収書に関しましては、法律の規定により、権利の濫用等と認められる場合は不開示とすることとされていると。この規定を実効あるものとするためには、開示請求の目的を判断の基準とし、また、その判断のために、開示請求の目的を確認することが適当であるということでございます。

それから4点目、同一の少額領収書等の写しを異常な頻度で繰り返し開示請求した場合に、十分に不当な開示請求とみなせるという、このような観点から指針を設けるべきではないかという御意見でございます。

これにつきましても、委員会の中でも御議論ございましたように、少額領収書等に変更があった場合には、当初と異なる情報が開示されるという制度になってございます。繰り返し請求することのみをもって権利濫用等に当たるとは言えないということでございますけれども、文書を閲覧しないということが故意に繰り返されるといった場合には、繰り返し請求することの目的が業務を混乱、停滞させることにあると認められるということもありますので、そのような場合には権利の濫用に当たると認められるという考え方の整理にさせていただきます。

最後、3ページ目でございます。1つ目は、領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うということが指針に書いてあるわけでございますが、その想定している犯罪とは何かという御質問でございます。これにつきましては、政治団体の関係者あるいは少額領収書等の発行者に対する名誉毀損・強要・威力業務妨害等を想定しているという整理にしております。

2点目、用意された文書を閲覧しないことが故意に繰り返されることの回数に基準はあるのかという御質問でございます。これにつきましては、その繰り返されること目的が業務を混乱、停滞させることにあると認められれば足りるものと考えられるという

ことにしております。

最後、3点目、指針の実効性を担保するために、検討経過における具体的基準を盛り込むべき、又は、具体的基準を別に設けて、請求者に理解できるよう明らかにすべきであるという御意見でございます。これにつきましては、審査基準そのものについては、具体的な指針を受けて、総務省あるいは都道府県選挙管理委員会において検討されるものでございますけれども、当委員会といたしましても、前回の委員会後、2月3日に公表いたしました検討経緯の中でも具体的な経過を公表しておりますので、それも参考にされたいという御回答をしたいと思います。

具体的な指針につきまして、このようなパブリックコメントの結果、御意見をちょうだいしたわけでございますけれども、いずれも資料1でお示しをした案を変えるべきものはないということで、事務局の案といたしましては、資料1のとおり具体的な指針を決めるべきではないかと考えまして、このような整理にさせていただいております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

じゃあ、ちょっと私の方から。資料2の3ページの下から2つ目の箱の中で、匿名さんからの提出で、開示のために用意された文書を閲覧しないことが故意に繰り返されることの回数に基準はあるかと、こういう御質問なんですけれども、回数に基準はあるかっていうんで、答えとしては、「基準というのはない」ということから始まった方がいいんじゃないですか。

【金谷事務局長】 ストレートに。

【米澤参事官】 そう言ってしまえばそれで終わりでございますけれども、せっかくいただいた御意見でございますのでできるだけ丁寧にお答えしようとする、基準はなかなか何回以上というふうには言えないけれども。

【上田委員長】 そういうのをちょっと前置きに置いた方がよろしいんじゃないかと。

【米澤参事官】 なるほど。はい。

【上田委員長】 ちょっと最初に質問してすみません。ほかの委員の先生、いかがでございますか。

はい、参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 それでは、今委員長からいただきました御意見を踏まえまして、こ

の頭に、「回数に基準を設けることはできないが」という旨を入れさせていただいてよろしいでしょうか。

【上田委員長】 はい。そうです。それでよろしいですか。

はい、牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 一番最後のコメントの、「または」以下はどういう意味でしょうか。「または、適正化委員会において、請求者に理解できるよう明らかにすべき」。「別に設ける」というのはどういうことですか。どういう意味での質問なんでしょうか。

【米澤参事官】 先方にも電話で確認をさせていただきましたけれども、どうも、御意見としては、今回示された基準より、より実務上参考となるような、具体的に即した基準をもっと書いてほしいということが、御意見のベースとしてあるようでございまして、1つ目は、指針の中でもっと具体的に書いてほしい。指針の中で書けないにしても、何か別途に運用の参考となるような情報として、例えばこういうもの、こういうものということを一列記したようなものを示していただけないかという御意見でございました。ただ、そこは、御意見の趣旨はよくわかるんでございますけれども、実務運用ということになりますと、私ども適正化委員会というよりは総務省、県選管で、今回の指針を踏まえて、可能であればより詳細な具体的なものを運用の参考として決めていただければいいかということで、このような案にさせていただいております。

【上田委員長】 ほかに御質問ございませんでしょうか。

では、次に、第2の議題の政治資金監査に関するQ&Aについて、説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 資料3でございます。92番につきましては、登録政治資金監査人が報酬を受領した際に政治団体に対して作成する領収書等には、収入印紙の貼付が必要かという御質問でございます。

これにつきましては、その領収書等は営業に関しない受取書に該当するので、印紙税は課せられず、収入印紙を貼付する必要はないということでございます。これは国税庁に照会をさせていただきまして回答いただいたものでございまして、国税庁ホームページの中でも、「登録政治資金監査人が作成する『受取書』に係る印紙税法上の取扱いについて」ということで公表されているものでございますので、それを御参照くださいという旨も付記させていただいております。

次の93番でございます。政治資金監査を政治団体の主たる事務所と主たる事務所以

外の場所で実施した場合、政治資金監査報告書の中で、実施場所についてはどのように記載すべきかというお問い合わせでございます。

これにつきましては、主たる事務所においても政治資金監査を実施しているということから、その政治資金監査につきましては国会議員関係政治団体の活動実態を踏まえて経常経費を確認することという、主たる事務所において行う理由でございます原則を担保しているというふうに考えられると思います。したがって、監査報告書に記載例として掲げられているとおり記載されていればよいということで、主たる事務所以外の実施場所についてまで記載する必要はないという御回答でございます。

94番につきましては、支出の目的が記載されていないために規正法上の領収書等には該当しない領収書につきまして、領収書の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれているもの、例えば領収書の発行者が飲食店名になっていて、会計帳簿の方には支出目的が食事代と記載されているような場合、これにつきましては、監査マニュアルにおきまして、領収書等亡失等一覧表には記載しなくてもいいということになっております。その、記載しなかった領収書について、収支報告書と一緒に選管等へ提出する必要がないのかという御質問でございます。

これにつきましては、その領収書は、いわゆる3事項が欠けているというものでございますので、規正法上の領収書等には該当しないために、提出義務はかかりませんが、政治資金の収支の公開の観点から、収支報告書とあわせて提出すべきという回答にしたいと考えております。これは、領収書等亡失等一覧表にも書かれませんが、領収書として提出もされていないということになりますと、欠落した形で国民の方々の目に触れるということになってしまいますので、その観点からは提出すべきという考え方がよろしいのではないかとございまして、なお書きに書いておりますのは、そもそも3事項が欠けておりますので、再発行等によりまして3事項を満たしていただくということが原則である旨、注意喚起をさせていただいているものでございまして。

次に、2ページ目でございます。95番、政党支部に対して、政党助成法による監査意見書を作成した弁護士、公認会計士、税理士がということで、少し御説明を申し上げますと、政党助成法に基づきまして、政党交付金、支部交付金と申しますが、を受け取った政党支部につきましては、収支報告書のような支部報告書というものを作成することになってございまして、その報告書につきまして、会計監査を行うべき者の監査意見を記載した監査意見書というものを提出することが義務づけられております。その監査意

見書を作成した方が登録政治資金監査人の資格を持った方であった場合、その方がその同じ政党支部の政治資金監査を行うことができるかという趣旨のお問い合わせでございます。この政党助成法の監査意見書の作成というのは、公認会計士法の監査証明業務には該当しないという整理になっております。

それを踏まえまして、御回答といたしましては、助成法による監査意見書を作成した方が当該支部の役職員など、規正法の業務制限に該当しない場合には、政治資金監査を行うことは差し支えないということでございます。なお書きといたしまして、この場合、助成法による監査意見書の作成というのは、登録政治資金監査人として行うものではないということ、それから、監査意見書の様式といたしまして、だれがその監査をしたかということに記載する欄がございまして、その監査をした者の職を記載することになっておりますが、その者は当該支部の役職員には当たらない者であるということから、その記載欄にはその者の資格、弁護士であるとか公認会計士、税理士といった資格を記載することが適当であるということ、回答案として掲げさせていただいております。

それから、96番でございます。インターネットバンキングを利用して振り込みをした場合、振り込み依頼を受け付けた旨を表示する画面を出力した書面は、振込明細書と認められるかということでございます。これにつきましては、その書面を作成した金融機関名、支出の金額、年月日が記載されていれば、振込明細書に該当すると。ただし、受付日と口座引落日が異なる場合、いわゆる指定日振込、先の日引き落とされるというような場合には、この書面からは確かに政治団体の口座からお金が出ていたと、引き落とされたということが明らかではないということから、振込明細書には該当しないということでございます。

Q&Aについては以上でございます。

**【上田委員長】** この件につきまして、御質問なり御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。小見山委員、どうぞ。

**【小見山委員】** ありがとうございます。小見山でございます。

95番のなお書きのところなんです、政党助成法による監査意見書の作成というのは、資格のない者でもできるのでしょうか。

**【川窪政党助成室長】** 政党助成室長の川窪でございます。

政党助成法上の支部の報告書をつくる際の監査意見書につきましては、特段資格の定めがございませんので、これまでも、その政党支部で監査とか監査役みたいな名前をお

つけになっている、いわば単なる政党職員の方がおやりになっている例もたくさんございます。

【上田委員長】 はい、小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 95番の質問は、そういうふうな形で監査意見書を出した弁護士、公認会計士、税理士という方たちが、政党助成法とは違う政治資金監査を行うことができますかという質問なので、私は、このなお書き以下は要らないんじゃないかなと思います。と申しますのは、上でいわゆる差し支えないと言っていることと、それから、なお書きは政党助成法のことを一生懸命説明しているだけでございまして、私ども非常に危惧するのは、私自身も、監査意見書というものが存在したり、こういうものを出すことがあるということは知らなかったわけですが、資格を持って何か監査意見書を作成するようにとられてしまうんじゃないかということもありますので、政党助成法の仕組みのことを説明するのをあえてここでされる必要はないのではないかなと思います。

【上田委員長】 ただいまの御意見について、事務局の方はいかがですか。はい、参事官。

【米澤参事官】 なお書きをつけさせていただいた趣旨は、今、川窪室長からも話しましたように、監査意見書のだれが監査をしたかというところに、会計監査とか監査役ということを書いて名前を書かれるという記載例が結構ございます。業務制限には該当しないので問題ないというのが結論なんでございますけれども、もし税理士さんなり公認会計士さん、弁護士さんがこの監査意見書を書くときに、監査役とか会計監査というふうにうっかり書いてしまいますと、何か支部の役職員についていて業務制限に該当してしまうのではないかというふうな誤解を生じかねないので、注意喚起として、そういう役職員であるかのような職名ではなくて御自分の資格を書いた方がいいという旨、注意喚起する旨で記載をしたものでございます。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 ただ、これはなくても別によろしいわけですよ、なお書きは。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 御質問に対する回答としては、業務制限に該当しない旨お答えをすればそれで結構でございますので、そこはもしそういうことであれば、なお書きを落としてQ&Aとして掲げさせていただきたいと思います。

【小見山委員】 非常に申しわけないんですけども、ちょっとその辺は、私自身の個人的な意見で申しわけないんですけども、この「監査意見書」という言葉自体に非常に違和感を持っておりまして。ちょっと調べていただきましたところ、もう金融庁とのお話し合いがあって、総務省との間でこういう言葉もしくはこういうふうなことをされることについては公認会計士法の第2条の1項業務に抵触しないということではございますが、あまりにもこういう形で書かれますと、逆に先ほど申しましたように、ちょうど政治資金監査と同じように、資格をもって行うものであって、何かそのようなことと誤解を受けたり、また、逆に言うと、監査意見書というものの自体をあまりここで強く言うていただくのもいかなものかなと。つまり、政党助成法の内容を説明することをわざわざここにすることがあるのかなということがございまして、できましたらこちらの方は除いていただいた方がよろしいかなと思いました。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 要するに、注意喚起といっても政党助成法の話しか書いてないんで、だからまあ、小見山委員の言われるように、要らないんじゃないかと私も思いますが。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 わかりました。資料としてなお書きを落とさせていただきます。

【川窪政党助成室長】 政党助成室長の川窪でございます。

こちらは今の御結論でよろしいかと思えます。御参考までに、この冬からちょうど登録政治資金監査人による政治資金監査がスタートしておりまして、その関係でやはりこの質問が総務省の政党助成室の方にも時々というか、割とございます。その場合に、それまでどちらかといいますと、単なる内部の、肩書もない一職員の方がやるというよりは、その支部の規約上、会計監査とか何か役職を設けてその人にやってもらった方がいいでしょうねという流れが過去にあり、また、できればそれを外部の方に外部の目で外部委託してやってもらった方がいいでしょうねというようなことを、各政党ができるだけ外部の目でというふうに来てきた流れもありまして、結果的に、この登録政治資金監査人におなりになる方がもともとこれを担当されていた方というケースが何個かあったようでございます。その場合にどういうふうにかいた方がいいのかという御質問もありましたので、このなお書きにあるようなことについては、別途各政党の、関係政党の方に、問い合わせに応じて政党助成室の方からは回答させていただいているという状況がございます。そちらの方で対応させていただきますので、こちらのQ&Aにはなくても

特段問題はないかと思しますので、今のような御結論で、政党助成室としても結構かと思ひます。

【上田委員長】 よろしゅうございますね。ほかに御意見ございますでしょうか。

次に、順番を変えまして、第5の議題、その他について、説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 それでは、議題、その他で、資料Aでございます。収入に対する第三者によるチェックに係る論点ということでございます。4行ほど頭に書いておりますように、収入について政治資金監査として第三者によるチェックを行う場合の論点について、実務の観点から整理を行おうという資料でございます。これは前回の委員会の際に、少し建議に向けた、課題になりそうな論点の頭出しを幾つか資料として出させていたいただきましたが、その中の1つでもございますけれども、昨今のさまざまなマスコミあるいは国会等における御議論の状況なども踏まえまして、収入について政治資金監査を行うということになった場合にどのような論点があるのかということ、少し整理をしておきたいという趣旨でございます。

1といたしまして、政治資金監査の基本的性格についてということでございます。1つ目の○、支出に関する政治資金監査、言うまでもなく会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務でございます。2つ目、登録政治資金監査人は、第三者に対する調査、資料要求を行う権限を付与されていないというものでございますので、専ら会計責任者の責任において提出されました資料、会計責任者の説明に基づいて、支出の状況の確認をするというものでございます。このような政治資金監査の基本的な性格につきましては、政治活動の自由の確保の観点も踏まえた、各政党間の協議の結果を踏まえたものであると。最後の○でございますが、収入に関する政治資金監査について検討するに当たっても、その基本的な性格をどのようなものにするかというのが論点となるのではないかとということでございます。

2点目といたしまして、収入に関する政治資金監査の実務についてということで、収入につきましては、領収書に当たる書面、相手から徴して証拠とするような書面がございませんので、会計帳簿の記載が整合的かどうかを突合して確認をするということができません。したがって、収入に関する政治資金監査につきましては、会計帳簿及び収支報告書の記載事項に漏れがないかを確認するものとなるのではないかと。3点目の

○でございますが、例えば書面があるもの、口座振込による場合の預金通帳、借入金に係る借入契約書、それについて政治資金監査を行ったといたしましても、その存在の有無について政治資金監査報告書にどのように記載すべきか。領収書であれば徴収義務があるので、それがないということを正式に監査報告書に書くことになっておりますけれども、そもそも徴収をしたり保存したり義務がないというものが、あたりなかつたりした場合に、その存在しないことが規正法に抵触するものではございませんので、政治資金監査報告書に書くというのも少しおかしな話になってしまうのではないかという趣旨でございます。

2 ページ目に参りまして、3 として、適正性・適法性についての議論でございます。収入について政治資金監査をもしするとなりますと、今申し上げたような突合というよりは、政治資金規正法あるいは公職選挙法に違反をしてないかどうかという適正性・適法性についてのチェックをするということが、やはり1つの大きな論点になり得るということを踏まえまして、整理をしているものでございます。

1 つ目の○といたしまして、御案内のように、支出に関する政治資金監査については適正性・適法性について登録政治資金監査人がチェックして報告書に記載するというものではございません。ただ、会計責任者等に対するヒアリングにおきまして一定の支出について確認をするということがあるだけでございます。政治資金監査の円滑な導入・運用を図るためには、登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要でございます。適正性・適法性をチェックするということになりますと、監査人の方の負担を著しく過大にするものとなってしまうのではないかと。最後の点でございますけれども、そのような適正性・適法性のチェックについては、実務的な観点からも限界があるのではないかと。政治資金監査は1つの政治団体に対して行うものでございますし、また、会計帳簿の記載事項から、寄附を行った方が法律上寄附を行うことができる人かどうかということをチェックすることは困難でございます。したがって、チェックをするとしても、量的制限の中の例えば総枠制限でありますとか質的制限、外国人や赤字企業、補助金をもらった企業等であるかどうかといったことのチェックをすることは不可能でございます。このような適正性・適法性についてもさまざまな問題があるということを書かせていただいているところでございます。

この資料Aにつきましては、この資料をベースにもし今後それについての政治資金監査という議論が起こっていった場合に、適正化委員会といたしましてどのような考え方、

スタンスで臨んでいくのかということ、大変恐縮でございますが、私ども事務局としても少し持つておきたいということもございまして、出させていただいたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。はい、小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 これもう、まことにおっしゃるとおりだと思うんですが、ちょっとお聞きしたかったのは、この論点をこういう形で挙げられて、本日こういう議題になって、これで少しいろいろお話しさせていただくことは必要なんですが、これ、最終的に、例えば今回並びに次回もこういう形でお話し合いをしようということでございますか。それとも、こういう論点を整理させてもう何か公表されるとか、こういう御予定があるんでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 今のところ、これを委員会の考え方としてまとめて公表とする状況ではないのではないかと考えております。実は、今日もございまして、こここのところ政治資金監査が始まったことを踏まえて、新聞各紙から委員長に対する取材なども結構ございまして、その中でよく、収入に関して政治資金監査をやらないというのが制度としてどうなのかという疑問が政治資金監査人の方からも出ている、それについて委員長としてどのように考えるかといった趣旨での取材などもあつたりいたしますので、今日、このような形で各委員の御意見を賜りまして、それを踏まえてさまざまな取材対応等々にはまず使わせていただきたいと思いますと考えております。これをまとめて何か、収入に対しては委員会としてこのように考えるということで打ち出すという趣旨ではございません。

【小見山委員】 わかりました。

引き続き申しわけございません。収入については、私は最後にお話しされました外国人であつたり赤字企業ではだめだつたり、いわゆる補助金をもらった企業ではだめだつたりという、そういう法律的な裏付けを、例え公認会計士だとしても、存じません。政治資金監査をされる監査人になる方たちは、おそらく私と同じように、そこまで法律面でのハードルというか違法性というものについて存じ上げないと思うんですね。

したがって、そういうところがまず1つあることと、それから、網羅性のことですが、記帳されていない限りはわからないと思います。例えばサービスの提供を受けましたという期間が1年間あつたとしても、それもわからないわけです。例えば贈与もそうなん

ですね。サービスの提供を受けたというのはわからない。それから、最後に、サービスの提供を受けたことがわかって、その評価は金額に直したら幾らなんでしょう、これもまたわからないところがある。

収入というのは不確実性というんですか、測定しにくいというのでしょうか、そういうものが存在しているので、こちらに書いてあるように、収入に対するチェックというものは難しいのではないかなと思います。

【上田委員長】 ほかの委員の方、いかがですか。はい、牧之内委員。

【牧之内委員】 支出に関する監査の今の制度と同様なものを前提にする限りは成り立たないということが書いてあるわけで、それについては特に申し上げることはない、そのとおりでらうと思います。だから、もうあとは雑談になるんですけども、以前、1万円以上の収入は、献金はすべて口座を通さないと、歳入で、収入できないというようなことが、確かさきがけから提案されて議論されたことがあります。その後そういう議論があるかどうかということ、これ全く、だから雑談ですが、仮に収入監査というのを制度化するとした場合に、どういう条件を整えればどういう対応の監査ができるのかということですよ。違法性・適法性の監査まで行かないと収入監査というのは、帳簿との突き合わせ監査というのはなかなか成り立たないように、それだけでは意味がないように思いますが、ちょっとまあ時間がなければもう結構ですし、時間があるんだしたらちょっと雑談で聞かせていただきたい。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 収入の方法について規正法上定めがあるのは、政治資金団体の収入については一定の例外を除いてすべて口座振込の方法によるという、これもある政治資金に関する事件を契機に、透明性の向上という観点でそのような改正がなされたということでございますので、その例を踏まえて考えると、今の牧之内委員の御示唆に従えば、国会議員関係政治団体の収入の方法を口座振込に限定をして、その口座についても通帳の保存義務等々をかけたとか、口座を1つ管理するような規制を設けて、それについて通帳の出入りを登録政治資金監査の方がチェックをするという、会計帳簿等収支報告書の突合だけではなくて、実際のといいますか、そこはまだ、先ほど小見山委員がおっしゃった網羅性の議論はまたあると思いますけれども、その当該口座を通じた資金の流れというものをチェックするというところまではあり得るのかなと。ただ、それでもやはり網羅性の問題あるいは違法性・適法性の問題というのはなかなか難しいのでは

ないかというふうには思います。

【牧之内委員】 ありがとうございます。

【上田委員長】 はい、池田委員、どうぞ。

【池田委員】 議論はまたこれ振り出しに戻るかわかりませんが、一般国民から見た場合に、登録政治資金監査人という形の人はい体何をするのかと考えたときに、収入も支出も監査するんでしょと、こんなふうには単純に思ってしまうわけですね。でも法律は違うんですよという話になるんですが、でも、監査ということになったら、支出だけの監査ということ限定するのが非常に、我々はわかっている、あるいは政治家もわかっている、ところが一般国民がそこで一体この法律は何なのというところが一番怖いわけですね。ですから、おそらくマスコミもその辺を突いてくると思うんですが、そこらのいわゆる理解をしていただくというかPRというか、何か手当ては考えているんでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 確かに、実際に研修を受けられた政治資金監査人の方から、私どもは研修の際にいろいろ最後にアンケートで自由に御感想などを記載していただくんですが、その中でも、収入を見ないというのは何かおかしいのではないかと声をちらほら拝見することもございますし、また、先ほどもちょっと触れました昨今のマスコミの取材等でも、やはり委員の御指摘のように、そのような観点からの制度に対するいろんな課題を指摘するような論調というのは見受けられます。私どもで何ができるのかというところがございますが、制度の周知というのは、法改正後、政治資金課を中心にかなりさまざまなホームページやパンフレット等をつくってしてきていただいているところがございますけれども、どうしてもやはり政治資金監査という名のもとで支出しか見ないということの、国民一般の方々からの、制度としてはおかしいのではないかとということには、なかなかこの時点で答えられていないかもしれませんが、そこは、どうしても政治の場で法律で決まっているものでございますので、委員会としてそこだけ強調して何か広報するというのもちょっとなかなかやりにくいという面もございまして、どのような手があるのかというのは非常に難しいところでございます。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 それと、収入に対して第三者によるチェックにかかわる論点が、ここに書かれたような形で、収入と支出というのは対比するものでありますが、しかし、収

入まで行くと政治活動まで入っていくということになりますね。ですから、非常にそのボリュームも大きいし、その責任も大きいというところで、今回は支出という形に限定されたんでしょうけれども、このいわゆる収入に対してどうするんだという大きな問題をまた別の次元で議論していかないと、登録政治資金監査人にやってもらおうというふうな話にはちょっとどうかなと、なじまないのかなという気がしますね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 今御指摘いただいたような大きな議論というのは、当然これは法律を改正しないと収入を見るということにはなりませんので、政治資金監査というものを収入まで及ぼすかどうかというのは、やはり国会の場で政治でお決めになるべき問題だと思います。その際も、じゃあ実務的にできるかどうか、可能なかどうかということは、やはり委員会の中でも少し頭の整理はしておくべき問題なのではないかということで、今回の資料を出させていただいた次第でございます。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 最後につけ足させていただきますと、この収入というのは寄附というものでございますよね。一般の社会の企業の収入とちょっと違いますのは、企業が受け取る収入というのは、サービスの提供とか物を渡すとか、相手が見返りを求めているんです。寄附というのは、寄附者、相手が見返りを実は予定してはいけないというか考えてはいけないものなんです。したがって、ここに書いてあるように、書面がなくて当たり前の収入なんですね。ですから、監査に非常に親しまない。つまり、相手が何かを期待している場合には、例えばこちらから見積書が来るとか、納品しましたからこれで請求しますよという、そういう書面のやりとりがあるんですが、寄附というのは一方的に、金額も実は向こうの方がお決めになるだけで、こちらが決めるわけでもございませんので、あるとすればこっちが発行した書類しかなくて、外のものはないんですね。寄附の申込書はあるかもしれませんよね。

ですから、そういう非常に限られた資料の中での世界になります。ですから、収入も一般の企業の方と違うということも、何か頭の片隅に置いていただくとありがたいかなということだけでございます。

【上田委員長】 はい、谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 この文書、外に出ないのであれなんです、2は要するに、何と何を突合するんだということを言っているわけですね。3のところは、要するに、適正性・

適法性までやるのはかなわんよということを言っているわけで、両方とももつともなことだろうと思います。しかし、仮に法律を改正して、先ほど牧之内さんがおっしゃったように、1万円以上の寄附については銀行口座を通して、その入金簿と収支報告書を突合するというふうに外形的・定型的な収入の監査をしろということになった場合は受け入れ可能と、この文章、読めることになるんですか。それとも、そこまではかなわんというような含みを残しておいた方がいいのか、いや、それはそのとき考えるという趣旨になるのか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【米澤参事官】 そこは、現行の収入の仕方を前提として考えればこのようになるということで、先ほど牧之内委員がおっしゃったように、やり方を変えればどうなるということまでは、ここでは書いていないものでございますので、そこは谷口委員がおっしゃるように、じゃあ直せばできるんだねということが少し、もしかしたらこの文章のニュアンスとして出てしまっているのかもしれませんが、そこまで射程に置いた書き方をしていないというのがこの文章でございます。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 私は逆に、この文章には異論はもちろんないんですが、さっき委員長にいろいろ求められたりする場合がありますとかという話ですけれども、そのときに、現在のこの政治資金監査制度を前提にする限りは、これはもう不可能、無理ですということは言っていると思うんですが、委員会として、収入の監査が、それはもうとてもできませんと、そもそもなじみませんというようなところまで踏み込んでそういう意見を出すというのはどうかと思いましたので、制度をこういうふうに変えればそれは成り立ち得る可能性があるのかどうか、そこはどうでしょうかということで御質問したわけです。だから、あまりすべて全部だめだといって否定をするのはいかがかなと私は思うんです。今の状況でそれは難しいですということは明らかにしておいていいと思いますけれども。

ということでございますし、それから、収入に対して監査がないというようなのは、ここ数カ月の間にいろいろ問題になったものが、それは極めて細かいところの知識はなくても、ちょっとチェックをすれば、これ、おかしいなとわかるような報告書であったりはするわけですよ。そういうようなものが制度として成り立つかどうかは別ですよ。別ですけれども、いわゆる第三者が何かそこに目を入れたと。だけど、これでこの収支報告書は完全にオーケーですというようなことを提示するわけにはいかないんだけど

も、何となく第三者が目を入れたというようなぐらいのものは、これはできるわけですよ。だけど、それは、制度としては成り立たないかもしれませんね。

だから、ちょっと繰り返しになりますけれども、現在の監査制度を前提にする限りはそれは無理だということは言っているが、すべてを否定する、収入監査というものをすべてを否定するというのは、委員会としてはちょっと出過ぎたことになるので、それはやっぱり国会の方の論議を待つ話であろうということでございます。

【上田委員長】 この問題はこれでよろしゅうございますね、今の牧之内委員の御発言は1つのまとめということで。

次に、その他の委員限り資料について、説明を事務局にお願いします。

【米澤参事官】 それでは、資料Bでございます。今回、平成21年度の最終の委員会でございますので、資料Bは来年度、平成22年度の当委員会の審議事項案といたしまして、全体どのようなものがあるのかということをし御説明させていただきたいという趣旨で、おつくりをいたしました。

1点目、登録政治資金監査人へのアンケートの実施でございます。これは、後ほどの資料Cで詳細に御説明をさせていただきますが、登録政治資金監査人に対しまして政治資金監査の実施状況等々をお聞きするためにアンケートを実施したいというものでございます。今回の、今日の委員会で、アンケート案を検討させていただきたいと思っております。※印でございますけれども、これにあわせて、できれば士業団体を介しまして、実際に政治資金監査を行った方から直接意見を伺うようなこともできたらいいなということも、あわせて考えさせていただいているところでございます。

それから、2点目でございますが、政治資金監査マニュアルの改定についてでございます。これまで、当委員会でまとめていただきました見解あるいはQ&Aに加えまして、今回行いますアンケート結果も踏まえまして、現行の政治資金監査マニュアルの改定すべき点がないかどうかということを検討させていただいた上で、改定をしたものについて平成22年分の収支報告書から適用するようなスケジュールで進めたいというものでございます。

審議過程といたしましては、全体・個別の論点整理、アンケート結果の整理を終えまして、パブリックコメントをやはりかけなければなりませんので、パブコメの期間を置いた上で、9月までに改定版を確定し、公表する必要があります。その上で、改定版の周知といたしまして、10月から12月まで3カ月間をかけまして、来年1月からの

監査に間に合わせようというものでございます。

2 ページ目でございますけれども、3 といたしまして、登録政治資金監査人への事例等説明会の実施についてでございます。今回、今行われております初めての本格実施の事例を踏まえまして、法定研修を受講していただきました登録政治資金監査人に対して、任意で受講ができるような事例等説明会を実施してはどうかというものでございます。法定研修の際のアンケートの中でも、より詳細な個別の具体の事例も含めた研修を継続的にやっていただけないかというような御提案もちょうだいしているところでございます。それも踏まえまして、フォローアップの位置づけで、来年度新規の事業といたしまして、東京の総務省と地方5ブロックほどで開催をしてはいかがかというものでございます。

説明事項の案といたしましては、当委員会に問い合わせのあった事例について問い合わせ内容及び回答、さらに実際に政治資金監査を行っていただいた方から収集した事例の報告と解説、このような内容を盛り込んでできたらというものでございます。これにつきましても、審議過程でございますように、9月までには実施計画を決定すべく、内容の検討をこの委員会でお諮りをしながら進めていきたいと思っております。事例等説明会につきましては、先ほどの2のマニュアルの周知とあわせまして、10月から12月にかけて実施できればと考えております。

続きまして、4番でございます。政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項の検討ということで、前回の委員会で御説明をさせていただきました頭出しした事項について、さらに個別の検討を深めていきまして、最終的には適正化委員会としての見解を取りまとめるところまで行ければと思っております。これも、論点整理をして、取りまとめ案の検討、決定という流れで進めていきたいと思っております。

そのほかにも、政治資金監査に関するQ&A、研修の実施計画などについても、適宜御審議をお願いしたいと思っております。

資料Bについては以上でございます、引き続き、資料Cが、先ほど資料Bの1で御説明をいたしましたアンケートについてでございます。

実施時期につきましては、今日御了承がいただければ、4月上旬にも登録政治資金監査人の方にアンケートを配付し、6月15日を目途に締め切りたいと思っております。対象といたしましては、22年3月31日現在の約3,500名の方全員にお送りをしたいと思っております。実施方法といたしましては、回答は任意、守秘義務との関係もご

ございますので無記名で、郵送で配付・回収をするという仕組みにしたいと思っております。御希望される方にはもちろんメールでもお送りいたします。

依頼文とアンケートの案でございます。1枚おめくりいただきまして、これが依頼文でございます。委員長の名前でアンケートの御依頼ということで、注意事項等を書かせていただいております。下に下線部、引いてございますけれども、御回答の内容につきましては委員会での検討にのみ使用するものであり、その他の目的で使用することはない。アンケート結果を公表資料として使用することは予定しておりますけれども、御回答いただいた方の氏名が特定されることはない、記載内容から個人情報特定されたと見込まれるものについては公表資料としては使用しない旨、記載をさせていただいております。

もう1枚おめくりいただきますと、アンケートの案でございます。1といたしまして、全員の方にお送りするものですから、政治資金監査を行ったかどうかという御質問。2番目は、何団体に何月、それからどのぐらいの期間、監査人の方の人数、使用人の方の人数等々、それから(4)といたしまして、事前準備を行ったかどうかという御質問でございます。事前準備について、やっている場合には領収書等の整理・保存状況を事前に確認した、領収書等の整理方法を事前に指導・助言した等々の選択肢を設けているところでございます。

3番目は、政治資金監査の実務上、問題となったことがあれば記入してくださいということで、自由記入でございます。(1)は書面監査といたしまして、領収書等の取り扱い、会計帳簿等の確認方法等について、(2)は会計責任者等に対するヒアリング、裏面でございますけれども、政治資金監査報告書作成についての点でございます。

4番目は、政治資金監査の実務上、判断が難しかった事例があれば記入してくださいということでございます。5は、政治資金監査を行う上で、政治資金監査マニュアルあるいは研修テキストの記載事項について、修正・追記等御意見があれば記入してくださいということでお願いをしているものでございます。6は、先ほどの事例等説明会について受講の御意向、受講したい、受講したくない、どちらでもよいという選択肢で受講の御意向をお聞きする。また、あわせて、どのような内容であればいいかという御要望をお聞きするものでございます。問い合わせの多いQ&Aの解説、あるいは収集した事例の紹介、政治資金監査制度に関する詳細な講義、その他という選択肢を設けているところでございます。

資料B、Cについては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしゅうございますか。

では、次ですが、議題3と4を一緒にやりましょう。登録政治資金監査人の登録者数についてと、それから第4の議題の、政治資金監査に関する研修について、事務局に説明をお願いします。

【米澤参事官】 まず、議題の3の資料4でございます。登録者数につきましては、資料4の左下に記載されておりますように、この3月12日付登録分までで3,529名でございます。

引き続きまして資料5、議題の4の「研修について」についての御説明でございます。今回、政治資金監査に関する研修の実施方法を追加させていただきたいということで、案を出させていただくものでございます。1に記載されていますとおり、これまでの研修の実施方法につきましては、規正法の規定によりまして、政治資金監査に関する研修実施要領、委員会平成20年12月10日付で御決定をいただきましたこの実施要領と研修実施計画に基づいて実施をしてきたものでございます。これまでは、事務局職員を講師といたしました集合研修により行ってきたものでございます。

2でございますけれども、今後につきましては、研修未受講者でございます登録政治資金監査人に対しまして、研修受講の機会をできるだけ確保したいと、できる限り増やしたいということで、今まで行ってまいりました集合研修とは別に個別研修を実施させていただければというものでございます。その実施方法につきましては、集合研修の講義と同内容の資料と映像・音声データを組み込みました研修用映像教材を、事務局職員立ち会いのもとに視聴していただきまして、それをすべて終了した時点で研修修了というものでございます。

下に比較の表がございます。集合研修につきましては、東京をはじめ全国各地で3時間程度、私ども職員が講師をして、お集まりいただいて行ってまいりましたが、個別研修につきましては、平日10時から17時のうち3時間程度を使いまして、この総務省内の会議室等々でこの研修用映像教材を視聴する形での研修と、お1人お1人でできるという形でございます。もちろん、マニュアル等に変更がございましたり、あるいは委員会で見解をおまとめいただくということで、映像資料だけでは研修の中身としては十分

でない場合も生じてまいりますので、そのような場合には私ども職員が補足説明をする形で補うということを考えているところでございます。

今日御了解いただければ、3にありますように、来年度、この4月から運用を開始したいと思っております。未受講者の方々に対しましては、別途文書をお送りし、あわせてホームページの公表で運用開始の旨を周知させていただきたいと考えているところでございます。

ここで、少し研修用の映像教材を、実際に今日御用意させていただいておりますので、御覧いただければと思います。準備をいたしますので、少しお待ちください。

**【山谷参事官補佐】** 事務局、参事官補佐の山谷です。

それでは、個別研修で使用いたしますコンテンツを御覧いただきます。コンテンツにつきましては、集合研修と同じく、前半の講義と後半の講義に分かれて作成をしております。先ず、前半の講義について御覧いただきます。

画面左下が点滅していますが、こちら、1つのメニュー、目次の内容の再生が終了いたしますと、一旦自動的に停止をいたしまして、研修の受講者が再生ボタンをクリックすることで次のメニューが再生される仕組みになっております。

研修受講者が再生ボタンをクリックすることによりまして、自分のペースで研修を受講することができることと、研修受講者が途中の内容を飛ばして視聴することを防止しております。ただ、一度視聴した部分につきましてもう一度視聴したいといった場合には、再度戻って視聴することは可能になっています。例えば、戻りまして、好きなところに戻っていただいて、視聴していただくということが可能でございます。

このコンテンツですと、すべて視聴していただかないと最後まで行き届きませんので、再生を開始しましたら最後まで停止せずに再生するコンテンツを御用意しておりますので、そちらをちょっと御覧いただきます。

**【小見山委員】** これはおおよそ1年に1回ずつ新しくしていくんですか。内容は1年に1度ぐらいずつ見直して、新しくしていく。

**【山谷参事官補佐】** 先ほど参事官が説明をいたしました、大幅に研修の内容が改正しましたら再度作成をしないといけません、小幅な改正であれば、事務局職員が補足説明する形で行っていきたくと思っております。

ナレーションの部分につきましては、我々事務局職員の集合研修の画像を使うということも考えましたが、プロのナレーションの方をお願いをした方がいいだろうというこ

とで、プロのナレーターの方をお願いしております。

こちらの仕様ですと、メニューで好きなところにクリックしていただければ、その内容を視聴することが可能になります。

映されている資料につきましては、研修テキストと全く同内容のものが映されております。

前半を視聴していただいた後に、また後半の講義を御受講いただくという形になっております。

こういった形でコンテンツを作成しています。

**【米澤参事官】** ただいまのような形で個別研修を加えさせていただいて、資料6でございます。研修の実施状況についての御報告でございますが、資料6の1ページ、この3月12日、仙台まで研修を終了いたしまして、2ページ目、今年度、2,549の方が研修を修了しております。総計といたしまして3,365人となっているところでございます。

続きまして、資料7でございます。研修の実施計画、先ほどの個別研修は別といたしまして、いわば集合研修につきましては、4月19日、5月25日、いずれも東京、都道府県会館で実施をする予定でございます。

**【上田委員長】** 今回の件につきまして御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思いますが。

よろしゅうございますね。

本日の議題は以上でございますけれども、今後の委員会の進行等につきまして、事務局から御説明をお願いします。事務局長、どうぞ。

**【金谷事務局長】** 具体的な指針につきまして御意見をいただきまして、案を作成させていただきまして、そして先月からパブリックコメントをさせていただいているところでございます。本日、その意見も踏まえまして、正式な指針ということで決定をさせていただきまして、ありがとうございました。後刻、総務省の会見室においてブリーフィングを行ってまいりたいと思います。

また、22年度の本委員会の審議・運用につきまして、私ども、新年度も引き続き委員の皆様から御意見、御指導を賜りながらまた進めてまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。今年度につきましては、本当に大変お世話になりました。また来年度もよろしくどうぞお願いいたします。

【上田委員長】 その他、参事官の方から何かございますか。

【米澤参事官】 毎回のことでございますけれども、本日の委員会の審議状況につきましては、事務局長よりこの後、総務省8階の会見室でブリーフィングを行わせていただきます。公表資料につきましても、その場で、この委員会で御指摘をいただいた2点を修正した上で、配付する予定でございます。

本日の委員会の議事要旨につきましても、各委員の御連絡先に明日の夕方ごろまでに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【上田委員長】 以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【米澤参事官】 次回の委員会は、日程調整をさせていただきますと、6月9日水曜日の午後に開催させていただきたいと存じます。6月9日水曜日の午後でございます。よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 これはまだ時間は未定なんですか。

【米澤参事官】 もし差し支えなければ15時でよろしいでしょうか。

【上田委員長】 はい、ありがとうございました。

本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。